

自己負担上限月額

自己負担上限額は、医療保険上の世帯の市町村民税（所得割）の税額に応じて下の表のようになります。

月ごとに受診した複数の医療機関の自己負担額を合算し、自己負担上限額（月額）に達した時は、それ以上の自己負担はなくなります。

単位：円

階層区分	階層区分の基準 (医療保険上の世帯で算定)		患者負担割合：2割		
			自己負担上限月額 (外来+入院+薬代+介護給付費)		
			一般	高額かつ 長期 1	人工呼吸器 等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得	市町村民税 非課税 (世帯) 2	本人収入 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得		本人収入 80万円超	5,000	5,000	
一般所得	市町村民税 7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食事			全額自己負担		

1 高額かつ長期・・・支給認定を受けた月以後の月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上あることが申請により認められた方です。(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)

2 市町村民税非課税世帯・・・均等割と所得割のいずれも非課税の世帯です。